



第 29 回 : Employment Tax (雇用税)

Part. 1 税金の種類と申告の概要

アメリカ国内で従業員に給与を支払う雇用主が納税しなければならない様々な税金のことを、総じて Employment Tax (雇用税) と呼びます。今回は、雇用主が IRS/Internal Revenue Service (内国歳入庁) に対して納税すべき、給与に関連する Employment Tax の種類と申告の概要についてご紹介します。

Employment Tax の種類

1. Federal Income Tax (連邦所得税)

Federal Income Tax は従業員が負担します。雇用主は、従業員の毎回の給与から適切な額を源泉徴収し、従業員に代わって IRS に支払います。源泉徴収する金額は、従業員本人が提出した Form W-4 の内容に基づいて決定します。従業員は、扶養家族の人数が変わった場合や、源泉徴収の額を変更したい場合には、新しい Form W-4 を記入して雇用主に再提出することができます。

2. FICA Tax /Federal Insurance Contribution Act (連邦保険拠出法) Tax

FICA Tax には、以下 2 種類の税金が含まれます。

(1) Social Security Tax (社会保障税)

2021 年の Social Security Tax の税率は 12.4% で、半分の 6.2% を従業員が負担し、残り半分の 6.2% を雇用主が負担します。連邦政府は毎年、Social Security Tax の対象となる給与の上限額を設定していますが、2021 年の上限額は 142,800 ドルで、2020 年の 137,700 ドルから大幅に増加しました。

(2) Medicare Tax (医療保険税)

2021 年の Medicare Tax の税率は 2.9% で、半分の 1.45% を従業員が負担し、残り半分の 1.45% を雇用主が負担します。課税対象となる給与の上限額はありません。また、200,000 ドル超の給与がある従業員からは、追加でさらに 0.9% の Medicare Tax を源泉徴収することが義務付けられています。追加分の Medicare Tax は従業員のみが負担し、その半分を雇用主が負担する必要はありません。

3. FUTA Tax /Federal Unemployment Tax Act (連邦失業保険税法) Tax

FUTA Tax は雇用主のみが負担します。FUTA Tax の対象となる給与の上限額は 7,000 ドルで、税率は 6% です。ただし、同時に SUTA Tax /State Unemployment Tax Act (州失業保険税法) Tax を負担している場合、ほとんどの州において最大 5.4% の控除が認められるため、FUTA Tax の税率は実質 0.6% となります。

Employment Tax の申告

雇用主は、所定の期日までに IRS 指定の以下のフォームを提出することで、支払った各種税金についての情報を申告する責任があります。

使用するフォーム	From 940	Form 941	Form 944
申告する税金	FUTA Tax	Federal Income Tax FICA Tax	Federal Income Tax FICA Tax
対象となる雇用主	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年または2021年のいずれかの四半期に1,500ドル以上の給与を従業員に支払った雇用主 ・2020年または2021年に20週以上の間、少なくとも1名の従業員を雇用していた雇用主（連続した20週間である必要はない。） ・家事労働者及び農業労働者は、上記とは別の条件がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に給与を支払うすべての雇用主（Form944を提出する場合は除く）。 四半期の間に申告すべき税金がない場合も提出する必要があるが、季節雇用主、家事雇用主、農業雇用主に関しては提出不要の例外がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Federal Income Tax および FICA Tax の年間総額が1,000ドル以下の小規模雇用主で、かつ IRS より左記 Form 941 の代わりに Form 944 を使用する資格があるという通知を受け取った雇用主。
申告頻度	毎年	四半期毎	毎年
申告期日	1月31日	4月30日 7月31日 10月31日 1月31日	1月31日
申告方法	紙または電子ファイル	紙または電子ファイル	紙または電子ファイル

今回ご紹介した Federal Employment Tax に加え、州や自治体独自の様々な Employment Tax が課される場合があるという点に注意しなければいけません。所在地ごとに必要な税金をすべて正しく源泉徴収し、期日までに支払い、申告することは容易ではありません。アメリカでは勤怠管理や給与計算のルールが煩雑であることから、多くの雇用主が給与計算業務を外部の専門家にアウトソーシングしていますが、ほとんどの場合 Employment Tax 関連業務もサービスの一環として含まれています。労務、給与計算及び関連税務などの業務は、従業員を新規雇用するより、外部の専門家にアウトソーシングした方が大幅にコスト節約となる場合が多く、また専門家に任せて安心して本業に注力することができるため、アウトソーシングを活用することも選択肢の一つとして検討してみてもいいかもしれません。

By 上野 裕美

Fair Consulting USA Inc.

Los Angeles Office

お問い合わせ

Fair Consulting USA Inc.

21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503

Tel: +1-310-792-7059

◇ 涌井 正晴

Email: ma.wakui@faircongrp.com

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。
「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

www.faircongrp.com © 2021 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon, Silao / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles